

カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援制度 制度Q&A

2022年10月3日 更新

Q		A
1. 事業概要について		
1	金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）を受けるためには、どのような計画を策定する必要があるか？	2050年のカーボンニュートラル実現に向けた、環境への負荷の低減に関する（2050年までの）長期的かつ野心的な目標を前提に、その目標に向けて着実なCO2削減を進めるための10年以上の計画を策定する必要があります。当該計画には、計画終了年度の期末目標に加え、期中目標の設定が必要です。 また、上記の目標設定に加え、生産性向上等の競争力強化に関する目標（計画開始から5年目の年度）を設定する必要があります。
1-2	期末目標、期中目標として、どのような目標を設定する必要があるか？	金融庁・経済産業省・環境省で策定したクライメート・トランジション・ファイナンス基本指針に基づき、パリ協定に整合する目標の設定が必要です。 なお、具体的な設定方法について、経済産業省は2021年8月からロードマップ策定検討会を開始し、CO2多排出産業における企業のトランジション戦略の妥当性（パリ協定と整合する目標となっているかどうか）を判断するための参照先となる分野別ロードマップを策定しています。
1-3	期末目標、期中目標として、どのような項目を用いるべきか？	産業競争力強化法上「エネルギー利用環境負荷低減」としていることから、期末目標や期中目標など環境への負荷の低減に関する目標は、原則CO2排出に関する数値（原単位または絶対値いずれも可）としてください。 但し、既に全社的な取組としてGHG排出に関する目標を設定している場合など、新たにCO2排出に関する目標を設定することが困難な場合は、代替項目としてGHG排出に関する目標設定も認めています。 それ以外の項目については案件毎に判断するため、個別にご相談ください。 なお、いずれの項目であってもトランジション戦略等においてCO2排出量が削減されることを示す必要があることに加え、外部評価機関（Q&A5-2）の認証が必要です。
1-4	期末目標、期中目標や競争力強化に関する目標の算定単位は何か？	期末目標、期中目標は、事業所単位ではなく、事業者全体で算定してください。グループで事業適応の取組を実施する場合、申請事業者単体又は連結のどちらで目標を算定するかは事業適応の取組内容等を踏まえて案件毎に判断するため、個別にご相談ください。 競争力強化に関する目標は、原則、計画を申請する事業者単体での目標を算定してください。
1-5	期中目標の設定方法は？	利子補給を受ける場合、期中目標として、借入期間中に3つ以上の期中目標を設定する必要があります（ツーステップ・ローンのみ利用する場合は期中目標の設定方法に指定はありません。）。また、期中目標間の間隔は3年以内とし、最初の期中目標は借入日から2年以内、最後の期中目標は借入期間の終了日の前2年以内（借入期間が10年以上の場合においては、借入日から8年を経過した日から10年を経過した日までの間のいずれかの日）に設定してください。 なお、期中目標の設定においては、経路が常に同一傾斜の線形である必要はなく、外部評価機関の認証を得られるものであれば認めることとしています。

	Q	A
1-6	1つの事業適応計画で複数の融資を受けることは可能か？	<p>事業適応計画に必要な資金の範囲内であれば可能です（利子補給の対象となる融資上限額は1社あたり500億円です）。</p> <p>なお、複数融資を実行する場合、利子補給の対象となる全ての貸付について、事業適応計画にて設定した期中目標が、期中目標の設定方法（Q&A1-5）に沿っている必要があります。</p> <p>また、予算管理の観点から計画申請時に融資計画書の提出を求めており、融資計画の提出がされていない融資を実行する場合には、事前に国に対して融資計画書を提出する必要があります。</p>
1-7	10年以上の計画とは？	<p>産業競争力強化法上の計画期間は、申請書に記載する事業適応の開始時期から起算して10年以上である必要があります。</p> <p>したがって、初年度の計画が1年に満たない場合、11年目までの計画が必要となります。</p>
2	本制度の対象事業者は？	<p>金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）を受ける場合、計画がクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針及びサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合していることが必要です。</p> <p>クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針では、自社の経済活動に伴う排出削減を対象にした戦略・計画を持つ主体だけでなく、自社の製品・サービスを通じて、他者のトランジション戦略の実現を可能にする取組を計画している主体も対象となります。</p> <p>そのため、製鉄会社などのエネルギーを消費する企業だけでなく、電力会社などのエネルギーを転換・供給する企業や、他者の脱炭素化に寄与する設備・部品・サービスを供給する企業等も対象となります。</p>
3	国からの他の補助金との併用は可能か？	<p>国からの他の補助金との併用については個別にご相談ください。</p> <p>なお、グリーンイノベーション基金（GI基金）、トランジション・ファイナンスモデル事業との併用は可能です。</p>
4	エネルギー利用環境負荷低減事業適応においては、金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）のほかにカーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN税制）も支援措置として設けられているが、金融支援とCN税制の併用は可能か？	<p>併用は可能です。</p> <p>ただし、それぞれの要件を満たす計画の策定が必要です。</p>

Q		A
2. 計画申請手続き等について		
5	計画の申請方法は？	事業者において事業適応計画を作成し、あらかじめ経済産業省が指定する外部評価機関の認証を受けた後、その計画に係る事業の分野を所管する官庁へ認定の申請をする必要があります。実際の手続きは、原則オンラインにて一括して受け付けますので、あらかじめ所管大臣を特定する必要はありませんが、申請の際には、事業分野を特定することが必要です。 (オンライン申請はこちら) https://form.gbiz.go.jp/BusinessAdaptation/
5-2	経済産業省が指定する外部評価機関とは？ また、外部評価機関は計画をどのような観点から認証するか？	外部評価機関の指定先は経済産業省のホームページで公表しています。 https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210803004/20210803004.html 外部評価機関は、計画がトランジション・ファイナンス基本指針及びサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合しているか評価します。
5-3	外部評価機関の認証以外に計画認定に必要な要素はあるか？	事業所管大臣は、外部評価機関の認証も踏まえ、事業適応の実施に関する指針及び事業分野別実施指針への適合性も評価し、計画を認定します。そのため、前述した指針に基づき、生産性向上等の競争力強化に関する目標設定等が必要となります。
6	計画認定に必要な期間は？	事前相談から正式申請までの期間は個別案件の内容に応じて変動しますが、正式申請後、概ね1ヵ月程度で認定するか否かの判断がなされます。
7	計画申請に必要な費用は？	計画申請自体に費用はかかりません。 但し、別途外部評価機関の認証を受けるための費用が必要となります。
8	計画は公表されるのか？	主務大臣が計画の内容や当該計画の実施状況についてホームページ等で公表します。 その際、認証を受けた外部評価機関の名称、目標の設定方法、目標の達成状況等についても公表します。 但し、事業上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることができます。
8-2	目標数値も公表が必要か？	期末目標、競争力強化に関する目標を原則として公表することを想定しています。 具体的な公表の仕方は、案件毎に判断するため個別にご相談ください。

	Q	A
9	計画認定後に事業に係る報告等は必要なのか？	<p>認定事業者は、計画期間の各事業年度における実施状況（計画に記載したCO2削減の取組や目標の進捗状況等）に関し、原則として各事業年度終了後3か月以内に、実施状況報告書（産業競争力強化法施行規則様式第47）を主務大臣に提出する必要があります（貸借対照表、損益計算書を添付）。</p> <p>また、利子補給を受ける場合、認定事業者は、①期末目標及び期中目標に関する実施状況を、借入れを行う金融機関に対して1年に1回以上提供すること、②期末目標及び期中目標の達成状況について第三者機関（Q&A9-2）による評価を依頼し、1年に1回以上の検証を受けること、が必要となります。</p>
9-2	期末目標及び期中目標の達成状況について評価する第三者機関とは？	<p>期末目標、期中目標の達成状況について検証・評価をすることが可能な任意の専門的機関（例：監査法人、環境コンサルタントなど）を指します。</p>
10	計画変更は可能か？	<p>目標など計画を大きく変更する場合、認定事業者は変更認定申請書（産業競争力強化法施行規則様式第18の5）を主務大臣に提出し、変更認定を受ける必要があります（軽微な変更の場合、主務大臣の認定は必要ありません）。</p> <p>なお、環境への負荷の低減に関する目標を変更する場合、改めて外部評価機関による認証を受けていただくことを求めます。</p>

Q		A
3. 金融支援の内容について		
11	成果連動型利子補給制度の仕組みは？	認定事業者への貸付けに対し、最初の期中目標まで0.1%の利子補給を実施します。 その後は、あらかじめ設定した期中目標を達成できた場合は利子補給率が0.2%となり、未達の場合は0%となります。 利子補給金は、日本政策金融公庫を通じて、指定金融機関に対して支給することにより、認定事業者への利下げを可能とする仕組みです。
11-2	成果連動型利子補給制度を利用する要件は？	利子補給を利用するためには、計画の認定を受けることに加え、融資期間が7年以上であること、資金使途が認定事業適応関連措置に必要な資金であることが必要となります。 なお、利子補給の支給の対象となる融資額は認定事業者1社あたり500億円、利子補給の支給期間は10年が上限となります。
11-3	利子補給金の計算方法は？	当初条件に基づく利子補給金の金額の計算方法については、単位期間（Q&A11-4）毎に、次のとおりです。 $A \times B / 365$ A：当該単位期間における日ごとの利子補給の対象とする貸付けの残高の合計 B：主務大臣が定める利子補給率 （注1）事業適応の実施に関する指針（令和3年財務省・経済産業省告示第6号）第3項第3号項ホ⑤に規定する適用方法について、第2条第2項に基づき指定金融機関が公庫に対して通知する期中目標達成状況報告期日が属する単位期間の次の単位期間から適用することとする。なお、期中目標達成状況報告期日は、期中目標設定日から12ヶ月後までの期間において設定しなければならない。 （注2）利子補給の対象となる貸付けごと、かつ、単位期間ごとに、計算を行い、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （注3）利子補給の対象となった貸付けに係る債権について期限の利益を喪失した場合、延滞開始後3ヶ月を経過した場合又は当該債権を第三者に譲渡した場合にあっては、それぞれ期限の利益喪失の日、延滞開始後3ヶ月を経過した日又は当該債権を譲渡した日の翌日以降の貸付けの残高は、Aの合計とする対象から除くものとする。 （注4）貸付けの実行を行った単位期間における、利子補給の支給期間の始期は、貸付実行日とする（貸付実行日を含める。）。 （注5）貸付けの当初の償還期限が利子補給対象期間を超える場合、利子補給対象期間の期限が到来する単位期間の利子補給の支給期間の終期は、貸付実行日の応答日（当該日を含める。）とする。 （注6）約定日の残高は、約定返済前の残高とする。 （注7）約定日が営業日に当たらない場合であっても、残高計算上は考慮しない。 （注8）延滞があった場合は、延滞中の残高による計算は行わない。
11-4	利子補給の単位期間とは？	利子補給の単位期間は以下のとおりです。 一 前年12月1日から各年5月31日までの期間 二 各年6月1日から各年11月30日までの期間

	Q	A
11-5	利子補給計算方法と利息計算方法を一致させる必要はあるか？	<p>予算の適切な執行の観点から、融資契約における利息計算方法は原則利子補給金の計算方法と一致させる必要があります。融資契約における利息計算方法と利子補給金の計算方法を一致させることが困難な場合、以下のとおり対応してください。</p> <p>①当該単位期間において、融資契約における日ごとの貸付けの残高の合計がQ&A11-3記載の計算方法による日ごとの貸付けの残高の合計より小さい場合に、融資契約における日ごとの貸付けの残高の合計を基準として利子補給金を請求</p> <p>②当該単位期間において、融資契約における日ごとの貸付けの残高の合計がQ&A11-3記載の計算方法による日ごとの貸付けの残高の合計より大きい場合に、Q&A11-3記載の計算により利子補給金を請求</p> <p>なお、融資契約における利払い周期と利子補給金の計算における単位期間を一致させる必要はありません。</p>
12	ツーステップ・ローンの仕組みは？	<p>指定金融機関が行う資金の貸付けに必要な資金を日本政策金融公庫を通じて長期・低利で供給するものです。日本政策金融公庫から指定金融機関への貸付けは財政融資資金を原資としています。指定金融機関は、財政融資資金が原資であることを踏まえた利率とすることとされており、これにより事業者への長期・低利な貸付けを実現する制度です。</p>
12-2	ツーステップ・ローンを利用する要件は？	<p>ツーステップ・ローンを利用するためには、計画の認定を受けることに加え、融資期間が5年以上であること、計画における資金需要が50億円以上であること、資金使途が認定事業適応関連措置に必要な資金であることが必要となります。</p>
13	ツーステップ・ローンと利子補給は併用できるのか？	<p>併用は可能です。</p>
14	計画認定前に実行した融資は金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）の対象となるか？	<p>計画認定前に実行した融資は金融支援の対象とはなりません。</p>
15	シンジケート・ローンは金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）の対象となるか？	<p>シンジケート・ローンであっても、金融支援の対象となります。但し、シンジケート・ローンのうち指定金融機関以外からの融資は金融支援の対象とはなりません。</p>
16	外貨での融資は金融支援（ツーステップ・ローン、成果連動型利子補給）の対象となるか？	<p>適切な予算執行等の観点から、指定金融機関と事業者との融資契約は円貨で行っていただく必要があります。</p>